

平成二十六年厚生労働省令第三十三号

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十三条第一項、第二項、第五項及び第七項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の五第四項第一号の厚生労働省令で定める者

令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（試験の科目）

第一条の二 国家戦略特別区域限定保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

2 筆記試験は、次の科目について行う。

- 一 保育原理
二 教育原理及び社会的養護
三 子ども家庭福祉
四 社会福祉
五 保育の心理学
六 子どもの保健
七 子どもの食と栄養
八 保育実習理論
九 実技試験は、保育実習実技について行う。
十 都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。
十一 講習の時間数は、二十七時間以上とする。
十二 講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。
十三 講師は、次のいずれかに該当する者であること。
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

四 第二項各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者（第六条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であつて、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。
五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

（指定の申請）

第一条の三 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四 試験事務を開始しようとする年月日

五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

（検査証票）

第二条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

（登録手続）

第三条 令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。

（国家戦略特別区域限定保育士登録証）

第四条 都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めるときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。

2 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

（書換え交付等の申請書の様式）

第五条 準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。

（児童福祉法施行規則の準用）

第六条 児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六條の十七及び第六條の三十一から第六條の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

Table with 2 columns: Original text (上欄) and Replacement text (下欄). It details the application of the Child Welfare Act and its Enforcement Regulations to designated childcare workers.

Table with 4 columns: Item No., Original Text, Replacement Text, and Reference Law. It provides a detailed mapping of specific legal provisions from the Child Welfare Act and its Enforcement Regulations to the designated childcare worker regulations.

(心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者)

第十二条の二 法第十三条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第十三条第六項の変更の申請)

第十三条 法第十三条第六項の変更の認定を受けようとする認定事業者(同条第五項に規定する認定事業者をいう。第十六条において同じ。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 特定認定の年月日
三 変更の内容
四 変更の理由
五 変更しようとする年月日
(法第十三条第六項の変更を要しない軽微な変更)

第十四条 法第十三条第六項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 施設の名称又は所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。)
二 第十二条第七号又は第八号に掲げる事項に係る変更
(法第十三条第八項の変更の届出)

第十五条 法第十三条第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 特定認定の年月日
三 変更の内容
四 変更の理由
五 変更の年月日

(身分証明書の様式)
第十五条の二 法第十三条第十項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。
(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の廃止の届出)

第十六条 認定事業者は、法第十三条第五項に規定する認定事業を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 特定認定の年月日
三 廃止の理由
四 廃止の年月日
第十七条から第二十七条まで 削除

第二十八条 法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。
一 中小企業者(法第二十条の四第一項に規定する「中小企業者」をいう。以下この号において同じ。)又は小規模の事業者(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七条第一項第一号又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。)のみがその組合員となつてゐること。
二 法第八条第七項に規定する認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。
三 その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。
四 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第四条第一項に規定する組合契約書(次号及び第六号において「組合契約書」という。)に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。
五 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。
六 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれ

を上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。
七 事業を行うために必要な経営的基礎があると認められないこと。
(特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置)
第二十九条 法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
一 解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者(次号において「特定障害者」という。)を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主(次号において「特定事業主」という。)が雇用すること。
二 解散の事由が生じた場合に、特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主(特定事業主を除く。)に対し、特定障害者の雇入れを求めるところその他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供すること。
(薬剤遠隔指導等の基準)
第三十条 法第二十条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができると認められること。
二 鮮明な映像及び明瞭な音声を送受信する性能を有していること。
三 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を行う間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。
(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)
第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づくものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合
二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、薬局開設者が、その薬剤師において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供

及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たす場合
イ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。
ロ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。
(1) 薬剤遠隔指導等を取り扱う薬剤の種類及びその授与の方法に関する事項
(2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
(3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
(4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項
(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件)
第三十二条 法第二十条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。
一 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。
二 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。
三 テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が第三十条各号に掲げる基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続することができない事情が

及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たす場合
イ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。
ロ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。
(1) 薬剤遠隔指導等を取り扱う薬剤の種類及びその授与の方法に関する事項
(2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
(3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
(4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項
(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件)
第三十二条 法第二十条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。
一 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。
二 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。
三 テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が第三十条各号に掲げる基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続することができない事情が

生じた場合は、速やかに薬剤遠隔指導等を中心すること。

四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、緊急時における特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関（次条において「関係医療機関」という。）との連絡体制及び対応の手順を整備していること。

五 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

（特定区域において講じられている措置）

第三十三条 法第二十条の五第二項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 次に掲げる情報の収集並びに薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関に対する当該情報の適切な提供を行うこと。

イ 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に係る特定処方箋により調剤された薬剤の種類その他特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項

ロ 薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関の緊急時の電話番号その他の連絡先

二 薬剤遠隔指導等に係る特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの相談に応じ、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関への連絡その他の便宜を供与すること。

三 当該特定区域において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する情報の収集を行うこと。

四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前条第四号に掲げる整備に係る支援を行うこと。

（法第二十条の五第一項の登録の申請）
第三十四条 法第二十条の五第一項の規定により登録（同項に規定する登録をいう。第三十七条、第三十八条第二号、第四十条第二号、第四十一条第二号及び第四十四条第二項第四号において同じ。）を受けようとする薬局開設者は、

あらかじめ、法第二十条の五第三項に規定する申請書及び添付書類をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（法第二十条の五第三項の申請書の添付書類）
第三十五条 法第二十条の五第三項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一 薬局開設の許可証の写し
二 薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類
三 第三十二条第一号に規定する手順書
四 第三十二条第四号及び第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

五 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法
（法第二十条の五第三項第五号の申請書の記載事項）

第三十六条 法第二十条の五第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、その薬局の電話番号その他の連絡先とする。

（法第二十条の五第六項の登録の更新）
第三十七条 法第二十条の五第六項の規定により登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び薬局開設の許可証をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 その薬局の名称及び住所
三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法
四 法人にあっては、その業務を行う役員の名

五 その薬局の電話番号その他の連絡先
（法第二十条の五第九項の変更登録の申請）
第三十八条 法第二十条の五第九項の変更登録を受けようとする登録薬局開設者（同条第八項に規定する登録薬局開設者をいう。第四十一条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録及びその更新の年月日

三 変更の内容
四 変更の理由
五 変更しようとする年月日
（法第二十条の五第九項の変更登録を要しない軽微な変更）
第三十九条 法第二十条の五第九項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、その薬局の電話番号その他の連絡先の変更とする。

（法第二十条の五第十一項の変更の届出）
第四十条 法第二十条の五第十一項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録及びその更新の年月日
三 変更の内容
四 変更の理由
五 変更の年月日
（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の廃止の届出）
第四十一条 登録薬局開設者は、登録事業（法第二十条の五第十三項に規定する登録事業をいう。第四十四条第二項において同じ。）を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録及びその更新の年月日
三 廃止の理由
四 廃止の年月日
（法第二十条の五第十五項の映像及び音声の基準）
第四十二条 法第二十条の五第十五項の厚生労働省令で定める基準は、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明な映像及び明瞭な音声であることとする。

（薬剤遠隔指導等に関する事項等の記録及び保存）
第四十三条 登録薬局開設者は、法第二十条の五第十六項の規定による記録を、薬剤遠隔指導等を行わた日から起算して一月保存しなければならない。

（登録事業の実施状況の報告）
第四十四条 法第二十条の五第十七項の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。

2 法第二十条の五第十七項の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 薬局の名称
三 薬局の所在地
四 登録及びその更新の年月日
五 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
六 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況

七 登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え）
第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十一、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同令第五項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九項の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二四四四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。

（登録事業の実施状況の報告）
第四十四条 法第二十条の五第十七項の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。
2 法第二十条の五第十七項の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 薬局の名称
三 薬局の所在地
四 登録及びその更新の年月日
五 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
六 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況
七 登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え）
第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十一、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同令第五項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九項の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二四四四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。

(医師が交付する特定処方箋の記載事項)
第四十六条 医師が特定処方箋を交付する場合に

おいては、医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)第二十一条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

(歯科医師が交付する特定処方箋の記載事項)

第四十七条 歯科医師が特定処方箋を交付する場合においては、歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)第二十条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

附則 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則(平成二十七年八月三十一日厚生労働省令第一三三三号)

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附則(平成二十七年九月一五日厚生労働省令第一三八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十八年九月一日厚生労働省令第一四四五号)

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年九月一日)から施行する。

附則(平成二十八年一〇月三十一日厚生労働省令第一六四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年九月二日厚生労働省令第一六七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成三〇年一月一五日厚生労働省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附則(平成三〇年四月二七日厚生労働省令第六四四号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行前に、この省令による改正前の児童福祉法施行規則第六十条の十第二項第三号又は厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年にそれぞれこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第六十条の十第二項第三号又はこの省令による改正後の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。

附則(令和元年五月七日厚生労働省令第一一〇号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

附則(令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇〇号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和元年九月一三日厚生労働省令第四六四号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。ただし、第十一条(職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。)の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条(同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。)、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和元年九月三〇日厚生労働省令第五四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和二年三月一九日厚生労働省令第三二二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(令和二年三月二七日厚生労働省令第五二二号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

附則(令和二年八月六日厚生労働省令第一五〇号)

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

附則(令和二年八月三十一日厚生労働省令第一五五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則(令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

